

主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人等の連帯負担とする。

理 由

被告人Aの上告趣意及び被告人両名の弁護人信部高雄の上告趣意について。

上告の申立は、刑訴四〇五条に定めてある事由があることを理由とするときに限りなすことができるものである。同四一一条は、上告申立の理由を定めたものではなく、同四〇五条各号に規定する事由がない場合であつても、上告裁判所が原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めた場合に職権をもつて原判決を破棄し得る事由を定めたものである。

しかるに、所論は、いずれも明らかに同四〇五条に定める事由に該当しないし、また同四一一条を適用すべきものとも認められないから、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条、一八二条により主文のとおり決定する、
この決定は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二五年一二月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長 谷 川	太 一 郎
裁判官	井 上	登
裁判官	島	保
裁判官	河 村	又 介